

笹山浄水場濁度計（放流水）更新工事
特記仕様書

令和7年度

新潟県新潟工業用水道事務所

第1章 一般事項

第1編 総則

- 1 本工事は、新潟県企業局財務規程、建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）、新潟県土木部工事標準仕様書、工事請負契約書及び建設業法によるほか、設計図書による。
- 2 工事目的
笹山浄水場の放流水用濁度計を更新し、場内排水の適切な運用を行う。
- 3 工事期間
契約日から令和8年10月2日（金）まで
- 4 施工場所
笹山浄水場 新潟市北区笹山 地内
- 5 本工事及び工事に使用する材料等については、下記の最新関係国内法規、規格、基準等に適合するものとする。
 - (1) 日本産業規格（J I S）
 - (2) 電気学会・電気規格調査会標準規格（J E C）
 - (3) (一社) 日本電機工業会規格（J E M）
 - (4) (一社) 日本電線工業会規格（J C S）
 - (5) (一社) 日本電設工業協会規格（J E C A）
 - (6) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - (7) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - (8) 新潟県土木工事標準仕様書
 - (9) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）
 - (10) (一社) 電気協同研究会の基準・指針
 - (11) 電気設備技術基準（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）
 - (12) 工業用水道施設設計指針・解説（(一社) 日本工業用水協会）
 - (13) (公社) 日本水道協会（J W W A）
 - (14) その他関連する規格・指針等
- 6 監督員
監督員の業務に関する用語の定義は次のとおりである。
 - (1) 監督員とは、新潟県企業局財務規程第171条に規定する県財務規則の別記約款第10条第1項により、発注者から受注者に通知された職員をいう。
 - (2) 指示とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - (3) 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者もしくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
 - (4) 立会とは、設計図書に示された施工等の段階において、監督員がその場に臨み施工等の内容を把握することをいう。
 - (5) 検査とは、設計図書に示された施工等の段階及び材料について受注者等の測定結果に基づき、監督員が出来高、品質、規格、数量、性能等を確認することをいう。

7 設計図書

設計図書とは、設計書、図面及び仕様書をいう。

8 協議

協議とは、書面により設計図書の協議事項について、発注者と受注者が対等な立場で合議し、結論を得ることをいう。

9 疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合又は疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

10 協議結果の処置

監督員と協議を行った結果、必要に応じて設計変更を行う。

協議の結果、軽微な変更と判断されるものは設計変更しない。

11 軽微な変更

工事施工に際し、特記仕様書、設計図書で明示がなくても技術上及び機器設備の機能上当然施工しなければならない軽微な工事、並びに現場の収まり、取り合いによる変更は監督員の指示によって行う。

12 別契約の関連工事

場内にて別契約の関連工事がある場合は、監督員の指示により、当該工事関係者と協力し工事全体の円滑な進捗を図ること。

13 諸法規の遵守

受注者は、工事施工に当たり労働基準法、労働安全衛生法等、諸法令及び工事に関する諸法規を遵守し、危険防止に万全の処置を講ずる。

14 提出書類

下記にあげる書類等を提出すること。また部品の設計製作に先立ち、その設計要旨のほか、重要な各部の寸法、形状、材質、作用等については承諾申請図書を作成し、承諾を得ること。

(1) 契約時に提出（契約締結後 7 日以内）

ア 工事着手届	1 部
イ 実務経歴書（現場代理人及び主任技術者）	1 部
ウ 各種資格証明書の写し（主任技術者）	1 部
エ 全体工程表	1 部
オ 下請負人指導責任者配置届	1 部
カ その他	

(2) 契約時に提出（契約締結後 14 日以内）

ア 工事に関する請負代金内訳書	1 部
-----------------	-----

(3) 契約後速やかに提出

製作及び施工上必要な図書（施工図、機器図、カタログ等）は遅滞なく作成し監督員の承諾を得る。

ア 施工計画書	2 部（1 部返却用）
イ 承諾図	2 部（1 部返却用）
ウ 施工図	2 部（1 部返却用）

- | | |
|---|-----------|
| エ 試験要領書（工場、現地） | 2部（1部返却用） |
| （3）監督員の指示により提出 | |
| ア 打合せ議事録 | 2部（1部返却用） |
| イ 工事日誌 | 1部 |
| ウ 詳細工程表（月間、週間） | 1部 |
| （4）履行時 | |
| ア 工事履行届 | 1部 |
| イ 完成写真 | 1部 |
| ウ 完成図書（以下の物を一綴りとして提出） | 2部 |
| (ア) 工事報告書 | |
| 工事結果及び懸案事項をまとめたもの | |
| (イ) 実施工程表 | |
| 計画工程表に実績を朱書きしたもの | |
| (ロ) 施工計画書（受理したもの） | |
| (ハ) 施工図（承諾したもの） | |
| (ニ) 承諾図（承諾したもの） | |
| (ホ) 完成図（決定図）及び原図（電子データにしたものを含む（JWW 及び PDF）） | |
| (ヘ) 工事日誌 | |
| (ト) 打合せ議事録 | |
| (チ) 各種試験成績書 | |
| (リ) 完成写真 | |
| (ル) 工事写真 | |
| (レ) 引渡備品等一覧表 | |
| (ロ) 取扱説明書 | |
| (セ) 現場発生品調書 | |
| (ソ) その他 | |

15 工事の心得

本仕様書及び設計図書等により設計の方針を十分把握し、事前に現地の実状調査を十分に実施し、工法の検討、工程の実施計画及び他工事関連部署（土木工事関係、その他）との調整を行い工事を開始する。また、施工にあたっては、完成後の点検、維持管理、運用ができるだけ容易に行えるように留意し、特にネズミや虫の侵入、錆、腐食、凍結等の対策を考慮する。

16 作業時間

受注者は、工事实施の都合上、監督員の通常の勤務時間以外又は休日に作業を行う場合は、あらかじめ監督員の承諾を得ること。

17 発生材の処理

- （1）発生材はまとめて写真をとり、引き渡しを要するものは指示された場所に整理の上、写真及び現場発生品調書を添えて監督員に引き渡す。
- （2）引き渡しを要しないものはすべて構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理する。

18 工事の引き渡し及び引き取り

受注者から発注者への工事引取りは、完成検査合格後とする。

19 部分使用

発注者の都合により、工事完成前に工事物件を使用する場合があるので、その場合は、協議のうえ承諾を得て使用するものとする。

20 業務上知り得た事項は、他に漏らしてはならない。

21 コリنز（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリنز登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリنزから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

ただし、これらの提出書類を書面で行うことを妨げない。

22 アスベスト除去等工事安全対策チェックリストを活用し、事故防止を図ること。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1235073701561.html>

第 2 編 工事現場管理

1 現場代理人

現場代理人とは、建設工事請負基準約款に規定する現場代理人を言い、現場に常駐し現場の運営取締りを行う者である。

2 現場管理

(1) 工事現場には、主任技術者を置かなければならない。その資格は「建設業法」による。

なお、監督員が認めた場合は現場代理人を兼務できる。

(2) 受注者は、同一場所又は隣接した場所において別途工事または当事務所職員による作業などがある場合、互いに譲り合いの精神を持って協調し、相互の業務に支障のないように努めること。

(3) 受注者は、工事中の豪雨その他天災に対して平素から気象予報などについて十分な注意を払い常にこれに対処できる準備をしておく。

3 安全管理

(1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、労働基準法、労働安全衛生

- 法など関係法令に従ってこれを行う。ただし、別に責任者が定められた場合はこれに協力する。
- (2) 工事着手後、現場に即した安全訓練等を原則として作業員全員の参加により月当り、半日以上
の時間を割りあてて実施しなければならない。その実施状況については、安全訓練実施報告書と
してまとめ、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、完成図書と一緒に提出しな
なければならない。
 - (3) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行う等、事故の防止に努め
る。
 - (4) 工事現場には、関係者以外の立ち入りを禁止するようロープ等で囲い、「立入禁止」の表示をし
たり、工事看板等により工事関係者以外の者に対して注意を喚起する等の適切な措置を講ずる。
 - (5) 安全用具を適切に使用する。
 - (6) 建設機械は有資格者に操作させる。危険物等は有資格者に管理させる。
 - (7) 定期的な健康診断を実施するなど、工事関係者の健康状態を常に把握しておくこと。始業前ミ
ーティング等を通じて現場作業者の当日の体調を確認し、体調不十分な者に対しては就労を制限
させる。
 - (8) 工事の施工に伴う災害および公害の防止は、関係法令などに従い適切に処置するとともに、特
に下記の事項を守らなければならない。
 - ア 第三者に災害を及ぼしてはならない。
 - イ 公害の防止に努める。
 - ウ 善良な管理者の注意をもってしてもなお災害または公害の発生の恐れがある場合の処置に
ついては、監督員と協議する。

4 火気使用

- (1) 火気を使用する場合は発注者の承諾を得なければならない。また、その際は事前に消火器を準備する。
- (2) ガソリン、軽油等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。

5 清掃、後片付け

- (1) 工事中に生じたゴミ、その他は、受注者が処理し現場内を常に清潔に保つ。
- (2) 工事が完了したときは、受注者が所管する残骸は速やかに持ち出し、跡片付けをする。

第3編 工程表、施工計画書

1 実施工程表

- (1) 施工に先立ち、契約書に基づいて提出した工程表により実施工程表を作成し、監督員へ提出すること。
- (2) 実施工程表に変更の必要が生じ、その内容が重要な場合は、変更実施工程表を速やかに作成し、監督員へ提出すること。
- (3) 上記の実施工程表を補完する資料として週間又は月間工程表、工種別工程表などを監督員の指示により作成し提出すること。
- (4) 別契約工事と関連のある場合は、監督員の指示を受けて調整すること。

2 施工計画書

(1) 施工にあたっては、事前に施工計画書を作成し、監督員へ提出する。

(2) 施工計画書には、次の事項について記載する。

ア 工事概要

イ 計画工程表

ウ 現場管理

(ア)受注者の組織図（作業員名簿、作業資格者、指揮命令系統）

(イ)現場仮設計画

(ウ)予想される災害、公害等の種類と対策（安全教育）

(エ)出入口の管理

(オ)危険箇所の点検方法

(カ)緊急時の連絡方法（現場に掲示）

(キ)火災予防（消火器、喫煙場所の指定）

(ク)夜間警戒

(ケ)指定機械

(コ)主要船舶・機械

(カ)主要資材

(シ)交通管理

エ 作業実施要領書

(ア)使用機材、工具等

(イ)施工法

(ウ)養生

オ その他必要事項

カ 施工管理計画

キ 安全管理

ク 交通管理

ケ その他

(3) 製作図、施工図、見本その他

製作図、製作仕様書、施工図、見本などは、必要に応じて速やかに監督員に提出し、承諾を得る。

第4編 工事材料

1 工事材料

(1) 材料は新品とし、監督員の承諾を受けたものとする。

(2) 機材の品質が明記されていない場合は、他の機材の品質と均衡する品質のものとする。

(3) 現場搬入時、承諾した工事材料であっても、使用するとき監督員が変質又は不良品と認められたものは、これを使用してはならない。

(4) 別紙「県内調達に関する特記仕様書」のとおり、県内資材の優先使用に努める。

第5編 記録

1 作業実績の報告

- (1) 受注者は、現場作業期間中は下記事項について記載した工事日報を原則として毎日作成し、毎日の作業終了時に監督員へ提出、報告する。
 - ア 当日の作業予定（作業内容、施工方法、材料の搬入及び作業手順）
 - イ 作業実績（作業内容、労務者の職種、人数、実働時間、使用機器等）
 - ウ 危険予知活動の実績
 - エ その他工事全般的経過を示すもの
- (2) 作業終了時には当日の施工実績を報告するとともに、翌日の作業計画を監督員と打ち合わせること。
- (3) 受注者は、監督員が施工の適切なことを証明する必要があると認め、指示した場合は、工事写真、見本品、試験成績表など必要な資料を整備して提出する。

2 打合せ議事録

- (1) 受注者は、監督員が指示した事項又は監督員と協議した事項について記録し、監督員に提出する。ただし、軽易な事項については監督員の承諾を受けて省略することができる。
- (2) 打合せ議事録には、受注者、発注者どちらからの発議かが判るように、またその結果が判るように記すこと。

3 工事写真

- (1) 工事写真は、材料・施工状況を業務の進行とともに撮影し、撮影年月日、業務内容、施工箇所が判るように黒板等を利用して撮影すること。
- (2) 機材の数量、被写体の状態、寸法等が解りやすいようにスケールその他を当てて撮影する。
- (3) 工事完了後に外面から明視できなくなる箇所は、監督員立会により工事状況を撮影する。
- (4) 写真帳は「A4版縦」とする。
- (5) 写真にはそれぞれ状況説明を付すること。

4 完成写真

- (1) 工事着手前と完成後の状況を対比できるように、同じ場所、同じ角度で撮影すること。
- (2) 写真はカラー写真とし、工事着手前と完成後の写真を上下に並べ、台紙に整理し提出する。台紙のサイズは「A4版縦」とする。
- (3) 完成写真には黒板等は使用しないこと。

5 完成図書

- (1) 工事が完成したときは、監督員の指示により「第1編 総則」の「14 提出書類」で記した完成図書に下記を加えて作成し監督員に提出する。
 - ア 労働安全衛生活動の記録
 - イ 機器の現状調査の記録、所見
 - ウ 調整、試験、測定等の記録及び所見
 - エ 維持管理の重要事項
 - オ 次回の更新に検討すべき事項
- (2) 試験及び測定記録には、簡易な実体図及び測定試験回路図を付け、記録表には試験測定結

果の他に次のことを必ず明記すること。

- ア 被試験機器名
- イ 使用測定器名及び仕様
- ウ 測定者名
- エ 立会者名
- オ 年月日、時刻
- カ 天候、温度、湿度等
- キ 基準値及びその根拠
- ク その他必要事項

第6編 検査等

1 施工検査

- (1) 設計図書に定められた場合及び監督員の指定した工程に達した場合は、監督員の検査を受ける。
- (2) 合格した工程と同じ工法により施工した部分については、以後の監督員の検査は抽出検査とする。ただし、監督員が特に指示したものはこの限りでない。

2 工事検査

- (1) 履行日から起算して14日以内に、発注者が指示する工事検査を実施する。
- (2) 工事完了後に外面から明視できなくなる箇所は、その前に臨時検査を実施する。
- (3) 工事の既成部分検査、臨時検査及び完成検査については、現場代理人が必ず立会う。
- (4) 受注者は、検査のために必要な材料、器具、測定器類及び技術者等を準備する。
- (5) 受注者は検査のために必要な資料の提出、試験項目、その他の処置等については、検査員の指示に従う。
- (6) 受注者は工事中（臨時検査）または工事終了（完成検査）したとき検査員が立会って実施する検査及び試験に合格しなければならない。
- (7) 検査員が立会う試験項目は監督員の指示による。
- (8) 工事検査に要する費用は、全て受注者負担とする。
- (9) 工事検査の手順、要領書などを事前に提出し、発注者の承諾を得ること。
- (10) 工事検査の結果、検査員が不相当と判断した場合は、発注者の指示に従い受注者の負担により処理しなければならない。

第7編 保証に関する事項

1 保証期間

保証期間は、機器の引き渡し後1年間とし、この間に製作の不完全による性能低下または構造上の欠陥が生じた場合は、直ちに無償で取替え又は改修を行うものとする。ただし、故意又は重大な過失により欠陥が生じた場合については、機器の引き渡し完了後10年間について保証すること。

第2章 工事仕様

第1編 工事内容

1 工事概要

- (1) 既設機器撤去および新設
- (2) 試験調整

2 濁度計 既設仕様

- (1) 種類 : 表面散乱形濁度計
- (2) 型式 : TB400G-4-1-A3/B/PHU
- (3) 製番 : 91FC38457
- (4) 電源 : AC100V 50Hz/60Hz
- (5) 出力 : DC 4~20mA
- (6) サンプリング装置 : あり
- (7) 自動洗浄 : あり
- (8) 自動ゼロ校正 : あり
- (9) その他 : 背面配管取り合い、pH計組み込み（超音波洗浄あり）、
ヘッドタンク透明色
- (10) 製造者 : 横河電機株式会社
- (11) 製造年 : 平成19年

3 pH計 既設仕様

- (1) 変換器 : PH400G-1-JA*B
- (2) 変換機製番 : 91FC38475
- (3) 検出器 : PH8EFP-03-TN-TT1
- (4) 検出器製番 : 91FC38478
- (5) 製造者 : 横河電機株式会社
- (6) 製造年 : 平成19年

4 施工内容

- (1) 施工範囲（図面参照）
 - ア 濁度計・pH計機器類の一式を更新する。
 - イ 配線は既設流用を基本とする。
- (2) 更新機器要求仕様
 - ア 濁度計
 - 測定範囲：0~2000度
 - 機能：自動洗浄機能（洗浄周期は任意設定できること）、自動ゼロ調整機能、異常検出機能、
チェック検出機能
 - ヘッドタンク：透明色（φ260mm×200mm程度）

その他：手動校正、出力の平均係数設定

イ pH 計

測定対象：水溶液中の水素イオン濃度 (pH)

測定原理：ガラス電極法

検出器：KCL 補給型

測定範囲：pH0 ～ 14

機能：超音波洗浄機能

設置方法：流通型ホルダへ組み込むこと

ウ 各機器の電源は、AC100V 50Hz 商用電源に対応できるもの。

エ 各機器の測定値伝送出力は、DC4～20mA 電流出力であること。

オ 各機器の計装ケーブル、電源ケーブルは既設を流用する。

カ 0～40℃（凍結しない）の水温に対応すること。

キ 架台は新規に製作することとし、更新機器を組み込むこと。あと施工アンカーは既設流用とする。なお、流用においては、全数に対して目視により錆がないかを、打音・接触検査により緩み等がないかを確認し、ノギスでボルトの最小径寸法を測定し、最小寸法が確保できていることを確認すること。

5 その他

- (1) 現場施工は水質及び流況が安定している時期とし、協議により決定する。また、現場作業時間以外は濁度及び pH 値を監視できる状態にすること。困難な場合は仮設を計画すること。
- (2) 配管からバルブを容易に取り外しできる構造とすること。
- (3) 撤去品は、発注者が指示する場内の指定場所に集積すること。（撤去品は全て現場発生品として発注者に引き渡すこと。）

特記仕様書

- ・ 積算についての特記事項工事に係る特記仕様書
- ・ 「安全・訓練の実施」に関する特記仕様書
- ・ アスベスト含有建設資材に関する特記仕様書
- ・ 設計図書の照査、変更及び工事一時中止に係る特記仕様書
- ・ 県内調達に関する特記仕様書
- ・ 現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

令和7年8月作成

新潟県新潟工業用水道事務所

積算についての特記事項 工事

1. 本工事の設計図書及び参考資料に明示された積算方法が積算基準と異なる場合は、本工事の設計図書及び参考資料に明示された積算方法で算定すること。
2. 本工事の設計図書及び参考資料に明示された積算方法が積算基準と異なる項目については、建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）第19条に該当するとし、設計変更の対象とすることができる。
3. 本工事の設計図書及び参考資料に明示された積算方法と積算内容が異なっていた場合において契約を締結する場合、約款別表に定める請負金額を変更する場合の算定式における元設計額は積算基準に基づく設計額を用いることとし、このことについて発注者は当初の契約後速やかに受注者と協議する。
4. 発注者は、公平性確保の観点や適正価格とのかい離などの理由から、本工事の設計図書及び参考資料に明示された積算方法による内容で入札及び落札決定をすることが不相当と判断した場合、入札及び落札決定を中止することができる。

【「安全・訓練等の実施」に関する特記仕様書】

(1) 本工事の施工に際し、職場に即した安全・訓練について工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視覚材料による安全教育
- ② 本工事内容等の周知徹底
- ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④ 本工事における災害対策訓練
- ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

(2) 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に本工事の内容に応じた、安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(3) 安全・訓練等に関する実施報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ・写真等又は工事報告（工事月報）に記録し報告するものとする。

(4) その他、参考

特記仕様書の実施項目の具体的な内容は、以下を参考にするものとする。

- ① 安全活動のビデオ等による視覚教育
- ② 法律等の周知
 - ・労働安全衛生法
 - ・土木工事安全施工指針
 - ・道路工事現場における標識施設等の設置基準
 - ・維持修繕工事保安施設設置基準
 - ・建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
 - ・市街地土木工事公衆災害防止対策要綱
- ③ 本工事内容等の周知
 - ・仮設材（足場、支保工、矢板、H形鋼、山留工、復工板等）
 - ・設計上における留意点の周知
 - ・橋梁仮設工法の設計上における留意点の周知
 - ・その他、設計上における留意点の周知
- ④ 安全衛生活動に関する手法の習得
 - ・KY活動の必要性とその手法
 - ・ツールボックスミーティングの必要性とその手法
 - ・安全誘導のための講習
 - ・その他の安全衛生活動に関する講習
- ⑤ 前月の反省と評価
 - ・作業における不安全活動の指摘
 - ・作業における注意事項（危険作業のある場合は、避難方法の周知）
 - ・上記に対して、労働者からの意見発表
 - ・事故発生の場合は、事故の分析と改善策の発表

- ⑥ 当月の作業内容と目標の徹底
- ⑦ 上記に関わる実践的指導
- ⑧ その他の安全衛生教育として必要な事項

[アスベスト含有建設資材等に関する特記仕様書]

工事においては、アスベスト含有建設資材を使用してはならない。

なお、労働安全衛生法施行令別表 8 の 2 (平成 18 年政令第 318 号 (以下改正政令という) で削除されたもの) 記載製品及び改正政令附則第 3 条に掲げる製品を使用する場合は、使用資材リストとアスベストを一切含有していないことの証明書(メーカー証明書、宣誓書等)を監督員に提出すること。

(参考)

(1) 労働安全衛生法施行令別表 8 の 2 (改正政令で削除されたもの) 記載製品

石綿セメント円筒、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキパット、ブレーキライニング、接着剤

(2) 改正政令附則第 3 条に掲げる製品

ジョイントシートガスケット、うず巻き形ガスケット、メタルジャケット形ガスケット、グランドパッキン、断熱材

また、受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

[設計図書の照査、変更及び工事一時中止に係る特記仕様書]

設計図書の照査、変更及び工事一時中止については、建設工事請負基準約款第19条～第25条及び土木工事標準仕様書共通編 1-1-1-3、1-1-1-17～1-1-1-19 によるところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計図書の照査ガイドライン」、「土木工事設計変更ガイドライン」及び「工事一時中止に係るガイドライン」によることとする。

県内調達に関する特記仕様書

1. 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。また、受注者は、技能労働者の労働条件改善を図るため、労務単価の改善等に努めること。なお、県内企業とは県内に本社・本店を置く建設企業者をいう。
2. 受注者は、本工事の施工に関する下請契約において、一次、二次以降問わず県外企業を採用する場合は、当初施工計画書の提出時、その下請契約先と採用理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外企業を使用しない場合は「1. 下請契約」を記入せずに空欄のまま提出すること。なお、変更があった場合には修正し、提出すること（県外企業とは県内企業以外をいう）。
3. 受注者は、本工事に使用する材料について、県内資材で確保できる場合はその優先使用に努めるものとする。なお、県内資材とは以下に該当するものをいう。
 - (1) 製造した企業の本社・本店の所在を問わず、県内の工場で製造されたもの（木材を除く）。
 - (2) 製造された場所を問わず、県内に本社・本店のある企業が製造したもの（木材を除く）。
 - (3) 県内で生産された原木及びこれを原材料として加工された木材で、産地を証明する書類により確認可能なもの。
4. 受注者は、県外資材の調達に当たっては、県内に本社・本店のある代理店からの優先調達に努めるものとする。なお、県外資材とは県内資材以外をいう。
5. 受注者は、本工事に使用する材料について、県外資材を使用する場合は、当初施工計画書の提出時、その資材名と県内資材を使用しない理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外資材を使用しない場合は「2. 県外資材の調達」を記入せずに空欄のまま提出すること。なお、変更があった場合には修正し、提出すること。
6. 「調達報告書」は新潟県ホームページから最新のものをダウンロードし、電子データ (EXCEL 形式) で提出すること。なお、記入に当たってはホームページに掲載されている記入例を参照すること。
掲載場所 (<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1201539661625.html>)

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和に係る措置（別紙）の本工事への適用については、以下のとおりとする。

1 常駐を免除することができる期間について（現場代理人が、本工事と本工事以外の工事を兼任している期間中は、この緩和措置は適用しない。）

現場代理人の常駐を免除することができる期間は以下のとおり（ただし、現場代理人が本工事と本工事以外の工事を兼任している期間は、以下の期間であっても常駐を免除しない。）

常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。

（ア）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

（イ）建設工事請負基準約款第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

（ウ）濁度計、pH 計の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

（エ）現場が完了（必要書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注所属長が認めた期間

現場代理人の常駐義務の緩和に係る措置について

第1 建設工事請負基準約款第11条第3項に基づく現場代理人の常駐義務を緩和する措置は次の2つの措置とし、その取扱いについては第2以降に定める。

- (1) 現場代理人の兼任
- (2) 現場代理人の常駐の免除

第2 用語の定義

用語の定義については、次のとおりとする。

- (1) 常駐義務 発注者との連絡に支障をきたさないため、当該工事のみを専任で担当しているだけでなく、作業期間中は、常に工事現場に滞在していること。（ただし、契約日から工事完成までの間、常に工事現場に滞在することを義務づけるものではない。）
- (2) 工事 「建設工事」を指し、森林整備工事等「建設工事」でないものは含まない。
- (3) 地域振興局管内 村上、新発田、新潟、三条、長岡、魚沼、南魚沼、十日町、柏崎、上越、糸魚川、佐渡の12地域振興局の各管内。（各地域振興局の所管区域は、新潟県行政組織規則第10条に規定する所管区域（別記）を参照。）
- (4) 発注所 属 本庁においては課、地域振興局においては部又は事務所、単独事務所においては当該事務所。

第3 現場代理人の兼任

県発注工事における現場代理人の兼任については、次のとおりとする。

- (1) 工事現場が同一の地域振興局管内にあり、兼任する工事の契約金額が1件あたり4,500万円未満の場合、現場代理人の兼任を認める。
ただし、発注所属において、難易度や施工内容によって現場代理人の兼任を認めがたい工事である場合は、認めないことがある。
- (2) 発注所属が同一である工事で、兼任する工事現場が同一又は概ね一つの現場として管理が可能な程度隣接・近接しており、かつ工事内容に関連性がある工事（※1）で、兼任してもその影響が比較的少ないと発注所属長が認める場合は、現場代理人の兼任を認める。（契約金額の上限は設けない。ただし、発注時に特記仕様書に示した工事に限る。）
ただし、当該工事が「大規模・高難度」、「特殊」、「騒音・振動・交通管理の面で周囲への影響（問題発生）が懸念される」工事の場合は、兼任を認めない。
- (3) (1)又は(2)の場合とも、工事の品質及び施工の安全性は現場代理人が専任している工事と同様に確保されなければならない。
- (4) 1人の現場代理人に対して同時期に認められるのは、(1)又は(2)のいずれか一方とする。
- (5) 兼任を認める工事の件数は、(1)の場合は県発注工事全体で3件まで（災害復旧工事を含む場合又は兼任する全ての工事において現場管理業務を動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）及びWeb会議システム等を利用することで対応している場合（※2）は4件まで）、(2)の場合は県発注工事全体で5件までとする。

(6) 兼任を認められた現場代理人は、認められた工事以外の業務には従事できないものとする。

※1 工事内容に関連性がある工事とは、いわゆる「ゼロ国（県）」工事や繰越工事等への追加工事、諸経費調整を行う近接工事、同一工区の分割発注追加工事等のことをいう。

※2 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等。下記仕様を満たすものであれば、スマートフォンやタブレット端末の使用も可）により撮影した映像と音声を、Web会議システム等を利用し、本社・営業所又は他工事現場等の遠隔地に在籍する現場代理人に同時配信し、双方向の通信により意思疎通することで現場代理人が施工現場を随時確認できる体制を構築し、もって工事現場の施工・品質管理、建設資機材の管理、工事関係者の管理、安全管理等の現場管理業務を臨場時と同等程度に実施する場合をいう。

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480以上 フレームレート：15fps以上	カラー
音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上 スピーカー：モノラル（1チャンネル）以上	

Web会議システムやスマートフォン向けのTV電話に関する仕様

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大50Mbps、上り最大5Mbps以上	
映像・音声	転送レート（VBR）：平均1Mbps以上	

第4 兼任する場合の手続

(1) 現場代理人兼任届の提出

ア 受注者は、既に受注している工事（以下「受注済み工事」という。）で現場代理人をしている者が、新たに受注した工事（以下「新受注工事」という。）において現場代理人を兼任しようとする場合は、新受注工事の発注者に対し工事着手届と併せて「現場代理人兼任届（以下「兼任届」という。）」及び次の（ア）から（ウ）に掲げる書類を提出する。

また、受注済み工事のそれぞれの監督員に対し、兼任届並びに次の（エ）及び（オ）に掲げる書類を提出する。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を利用して4件を上限として兼任し、工事現場の管理を行う場合は（ア）から（オ）に加えて（カ）に掲げる書類を新受注工事の発注者及び受注済み工事のそれぞれの監督員に提出する。

（ア）受注済み工事の最新の契約書の写し

（イ）受注済み工事の工程表

（ウ）受注済み工事が中止されている場合は、中止指示書の写し

（エ）新受注工事の当初契約書の写し

（オ）新受注工事の工程表

(カ) 遠隔地で現場管理を行う場合に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）及びWeb会議システム等の名称、仕様及び設置・配信計画を記載した書類

イ 受注者は、兼任届提出後に現場代理人を変更しようとする場合であって、変更しようとする現場代理人が既に他の工事の現場代理人である時は、「現場代理人・技術者変更届」提出時に併せて、現場代理人を兼任することとなる全ての工事のそれぞれの監督員に対し、兼任届を提出する。

ウ 受注者は、兼任届を提出した後、兼任している工事の工期が変更になった場合は、当該工事以外の工事の監督員に対し、次の（ア）及び（イ）に掲げる資料を提出する。

（ア）工程表を変更した場合は、変更後の工程表

（イ）兼任している工事の施工が中止又は解除された場合は、中止指示書又は解除通知書

第5 兼任する場合の連絡体制、安全管理等

(1) 受注者は、現場代理人の兼任をする場合は、発注者との連絡体制を確実にするため、次の措置をいずれも講じること。

ア 発注者が電話等により常時確実に現場代理人又は次のイに定める職員と連絡がとれる体制の整備

イ 現場代理人の職務を代行する適切な職員（※）の配置

※ 現場代理人の指示のもとに、現場での連絡や作業指示等を行う者（元請の従業員であるか否かは問わない。）

(2) 現場代理人が兼任をしている場合、現場代理人が兼任をしている他の工事現場に滞在している間は当該工事現場において不在となることから、受注者及び監督員は、各現場の施工管理・安全管理に引き続き万全を期すこと。

第6 現場代理人の常駐の免除

次の(1)～(4)に掲げる期間においては、現場代理人の工事現場への常駐を免除することができるものとする。

ただし、常駐を免除する具体的な期間については、請負契約締結後に監督員と現場代理人により工事打合簿において定めるものとする。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 建設工事請負基準約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

(4) 現場が完了（受注者が、発注者に対し必要書類を全て提出済みであること）し竣工検査までの間など、工事現場において作業が行われていない期間であって、常駐を免除できると発注所属長が認めた期間

第7 常駐を免除する場合の留意事項

(1) 常駐の免除は契約締結後に工事打合簿により具体的な期間を定めた時から行うことができるものであるが、第6(1)の期間であっても当該工事への専任は必要であ

ること。

(2) 発注者は、第6(2)の期間について常駐を免除する場合は、受注者に対し工事の中止の指示を行った上で行うものとする。

(3) 第6(3)の期間について、現場代理人は必ずしも工場に常駐する必要はないが、工場製作過程における品質管理、安全管理等に責任の持てる体制でなければならない。

(4) 発注者は、第6(4)の期間について常駐の免除を認める場合、現場代理人が工事現場への常時滞在が不要となるだけでなく当該工事に専念する義務も免除されることを踏まえ、真に工事の履行に支障のない期間を設定するものとする。

(5) 第6(4)に例示した期間の設定は、発注者側の特別な事情により竣工検査までの期間が長期となる場合等に限り常駐を免除することができるものであること。

発注者は、本来、工期末の設計変更や工事完了後の竣工検査を可能な限り速やかに行うのが原則であることから、通常の場合であれば第6(4)に例示した期間は常駐を免除する期間として認めないこと。

第8 常駐を免除する場合の連絡体制、安全管理等

受注者は、現場代理人の常駐を免除される期間においても発注者との連絡体制の整備や現場の維持管理は必要であることから、次の措置をいずれも講じた上で、工事打合簿において確認するものとする。

(1) 発注者が電話等により常時確実に現場代理人（現場代理人に連絡がとれない場合は代理の者）と連絡がとれる体制の整備

(2) 第三者の侵入防止など適切な現場管理の徹底及び緊急時（自然災害や事故等）に速やかに対応できる体制の整備など現場の安全管理等の徹底

第9 留意事項

(1) 1人の現場代理人に対し、現場代理人の兼任と常駐の免除は同時に適用できない。

(2) 第3(2)において現場代理人の兼任が認められた場合、建設業法施行令第27条第2項に基づき、主任技術者についても同様に兼任が認められることになると考えられるが、監理技術者の兼任可能な要件については、国の制度を確認すること。（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日国総建第316号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて）参照）

第10 個別の工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する明示

発注者は、工事の発注時（入札における設計書閲覧時）に、次の場合に応じて特記仕様書①～③のいずれかを選択し、現場代理人の常駐義務の緩和に関する事項を明示する。

(1) 当該工事の契約金額が4,500万円未満の場合であって、現場代理人の兼任を認めがたい工事である場合は特記仕様書①を使用する。

(2) 当該工事が第3(2)に該当すると認められる場合は、特記仕様書②を使用する。

(3) 上記(1)及び(2)以外の時は、特記仕様書③を使用する。

別記

行政組織規則第10条に定める地域振興局の所管区域

名 称	所 管 区 域
村上地域振興局	村上市 岩船郡
新発田地域振興局	新発田市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡
新潟地域振興局	新潟市 五泉市 東蒲原郡
三条地域振興局	三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡
長岡地域振興局	長岡市 小千谷市 見附市 三島郡
魚沼地域振興局	魚沼市
南魚沼地域振興局	南魚沼市 南魚沼郡
十日町地域振興局	十日町市 中魚沼郡
柏崎地域振興局	柏崎市 刈羽郡
上越地域振興局	上越市 妙高市
糸魚川地域振興局	糸魚川市
佐渡地域振興局	佐渡市